

【事案Ⅱ－3】入院共済金請求

・2020年8月14日 裁定終了

<事案の概要>

入院中にうつ病と心臓疾患による治療を行った。疾病入院共済金は支払われたが、成人病特約に係る入院共済金が支払われなかったことを不服とし、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、成人病特約に係る入院共済金を申立人に支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

入院・治療証明書でも、「入院又は通院となった傷病名」の欄に「心疾患」が記載されている。うつ病入院中に心疾患の治療を行っている。パンフレット上、「成人病による入院」とあり、うつ病治療がメインである入院であっても成人病の治療を行っているという実態がある。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

「僧帽弁閉鎖不全症・うつ血性心不全」は、成人病の定義に該当する疾病であるが、主治医への確認の結果、治療内容は、通院で可能な内容であり入院治療の必要性は「無」、「うつ病の治療がメイン」の入院との回答を得ていることから、支払要件である「成人病の治療を目的とする入院」に該当しない。入院治療証明書に心疾患の記載があったとしても、当該心疾患につき入院の必要性がなければ、成人病入院共済金は支払うことができない。

<裁定の概要>

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

主治医は、「僧帽弁閉鎖不全症・うつ血性心不全」による入院治療の必要性はなかったとしている。また、第三者機関の意見書においても、状態はごく軽度であり、「利尿薬の内服治療のみであり外来通院で対処可能である」としている。

以上の通り、本件入院は、成人病の治療を目的とする入院には該当せず、申立人の請求は理由がないからこれを認めることはできない。